

部方針書 (令和6年度)

シート1(健康福祉部)

部名	健康福祉部	部長名	佐藤 嘉晃
■部の構成(令和6年4月1日現在)			
健康福祉部	205人		
部長	1人		
福祉課	25人(うち会計年度任用職員9人(手話通訳者1人含む))		
高齢介護課	34人(うち任期付職員1人、会計年度任用職員12人)		
子育て支援課	90人(うち再任用職員1人、任期付職員2人、会計年度任用職員47人)		
健康推進課	26人(うち任期付職員1人、会計年度任用職員9人)		
保険年金課	27人(うち再任用職員1人、任期付職員1人、会計年度任用職員6人)		
健康福祉部付	2人(社会福祉協議会(派遣1人)、シルバー人材センター(派遣1人))		
■あるべき姿と方策			
【部のビジョン】	【部の使命】		
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が安心して地域社会の一員として、自立した生活を送り、住民・地域・関係団体・行政がお互いに支えあい、すべての住民が安心して充実した生活が送れている。 ・医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進により、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けている。 ・子育て環境の構築などを社会全体で応援することで、子どもが心身ともに健康で豊かな心が育まれ、健やかに育っている。 ・すべての人が心身ともに健康になり、地域において豊かな人生を過ごしている。 ・各種の社会保障制度が適切に運用され、市民が健康維持を意識した生活を送り、健康に暮らしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の自立と社会参加を支援するとともに、障がい福祉サービスの充実を図り、地域の中で生活しやすい社会環境を整備する。 ・高齢者の介護・支援ニーズに応じたサービスを提供するとともに、予防意識の向上や生きがいづくりを促進する。 ・地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを作り上げ、各サービスを有効活用することで、地域住民相互の支援体制を整備する。 ・児童の健全育成のため、民間活力や地域との連携、場の確保などにより、子育て支援を推進する。 ・あらゆる世代が健康に暮らせるように、健康づくりの推進、保健サービスの充実を図る。 ・国民健康保険事業の安定運営に努めるとともに、特定健診・保健指導による重症化予防を図る。 		
■課題の認識			
【解決すべき課題】	【課題解決のための対応方針】		
1 子育て支援体制の充実	各種計画に基づき、子ども子育て施策(こどもまんなかの取組)を推進するとともに、子どもが健やかに育つ環境づくりを図る。また、妊娠期から出産、子育てまでのサポート体制の充実を図る。		
2 健康づくりの推進及び各種検診等受診率の向上	健康日本21津島市計画に基づき、市民の主体的な健康づくりに繋がる取り組みを促進するとともに、より受診しやすい検診体制の整備を図る。		
3 保健事業と介護予防の一体的な実施	高齢者に対する生活習慣病対策・フレイル対策として、保健事業と介護予防を一体的に実施する個別的支援及び積極的な関与に取り組む。		
4 高齢者への支援体制の確立	必要に応じたサービスの提供体制を確保し、適切な利用を促進する。また、生きがいづくりや介護予防につながる支援体制の整備を図る。		
5 マイナンバーカードと保険証の一体化に対する円滑な対応	マイナンバーカードと保険証の一体化に対し、情報収集等に努め、円滑な対応ができるように取り組む。		
6 地域福祉活動推進のための体制整備	地域ぐるみでの取り組みを進める体制を整備するとともに、社会福祉協議会への連携・支援方法等の明確化に取り組む。また、困りごとを総合的に支援・解決できる包括的な相談体制の構築を図る。		
7 福祉施設のあり方・運営の見直し	公共施設等総合管理計画に基づく方向性を検討するとともに、関係団体等と調整をしつつ、あり方・運営の見直しを図る。		
8 地域包括ケアシステムの推進	ビジョンに基づく取組みの進捗を図るとともに、包括的支援事業(社会保障充実分)の促進を図る。また、海部医療圏在宅医療・介護連携支援センターと連携し、広域的な取り組みの推進を図る。		
9 国民健康保険財政の健全化	国民健康保険の都道府県化に対し、段階的な保険税率等改正により、国民健康保険財政の健全化を図る。		
10 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の収納率向上	電話による催告、訪問による収納活動の強化、口座振替の推進、決済アプリの活用。		

■方向性の設定

【重点方針】

- ・地域福祉を推進するため、社会福祉協議会との役割分担や支援方法を明確にし、互いに連携しながら事業を推進する。
- ・障がい者の自立と社会参加を支援し、障がい者のニーズにあったサービスを効果的、効率的に提供する。また、生活困窮者に対する支援の充実と自立の促進を図る。
- ・津島市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう介護保険サービスの提供、介護予防・日常生活支援総合事業の促進、地域での支えあい体制の構築などを図る。
- ・住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアビジョンの取組を推進するとともに、包括的支援事業(社会保障充実分)の促進を図る。また、海部医療圏在宅医療・介護連携支援センター等と連携し、在宅医療・介護連携推進事業の推進を図る。
- ・子ども・子育て支援事業計画等に基づき、すべての子どもが健康で幸せな生活を送れるよう子育て環境の充実を図るとともに、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- ・健康日本21津島市計画を推進し、様々な場面における健康づくりを促進するとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を拡充する。また、津島市医師会をはじめ関係機関と連携しながら各種事業の充実を図る。
- ・国民健康保険制度改革に対し、段階的な保険税率等の見直しにより、事業の安定化を図る。また、収納率向上、口座振替の促進を図るとともに、医療費抑制のため、ジェネリック医薬品の利用促進、特定健診・保健指導事業を進める。加えてマイナンバーカードと保険証の一体化について、円滑に対応する。
- ・高齢者に対する生活習慣病対策・フレイル対策として、保健事業と介護予防を一体的に実施する個別的支援及び積極的な関与に取り組み、在宅で自立した生活を送れる高齢者の増加を図る。

【施策の方針一覧】

優先順位	施策の方針	課名	施策のめざす姿	施策コード	SDGs目標
1	子どもが健やかに育つ環境づくり	子育て支援課	子育てにかかる負担が軽減され、安心して子育てできる環境が構築されるなど、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することで、子どもが、心身ともに健康で豊かな心が育まれ、健やかに育っています。	153	3 すべての人に健康と福祉を
2	世代をこえた健康づくりの支援	健康推進課	世代をこえてすべての人が笑顔で心も身体も健康になり、家族、地域がつながり、それぞれが自己を認め、豊かな人生を過ごすことができます。	112	3 すべての人に健康と福祉を
3	健康づくりの支援	保険年金課	各種の社会保障制度が適切に運用され、誰もが安心して生活しています。そして、すべての市民が、健康維持を意識した生活を送り、健康に暮らしています。	143	3 すべての人に健康と福祉を
4	地域包括ケアシステム推進のための取組	高齢介護課	地域包括ケアシステムの推進により、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けています。また、介護保険サービスの運用の効率化や利用の適正化を図ることで、介護保険制度の持続性が保たれています。	161	3 すべての人に健康と福祉を
5	障がいのある人の生活支援(福祉サービス事業の充実)	福祉課	障がいのある人が、その状態にあわせて必要な障がい福祉サービスを利用しながら、安心して地域社会の一員として自立した生活ができています。	171	11 住み続けられるまちづくりを
6	保育サービスの充実	子育て支援課	子育てにかかる負担が軽減され、安心して子育てできる環境が構築されるなど、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することで、子どもが、心身ともに健康で豊かな心が育まれ、健やかに育っています。	151	3 すべての人に健康と福祉を
7	介護予防・健康づくりの推進	高齢介護課	地域包括ケアシステムの推進により、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けています。また、介護保険サービスの運用の効率化や利用の適正化を図ることで、介護保険制度の持続性が保たれています。	162	3 すべての人に健康と福祉を
8	国民健康保険制度の健全化	保険年金課	各種の社会保障制度が適切に運用され、誰もが安心して生活しています。そして、すべての市民が、健康維持を意識した生活を送り、健康に暮らしています。	141	3 すべての人に健康と福祉を
9	生活困窮者への支援体制の強化	福祉課	年齢・性別・障がいの有無などの区別なく、住民・地域・関係団体・行政がお互いに支えあい、すべての住民が安心して充実した生活を送ることができています。また、生活困窮者が、社会との関わりを持ち、自身の居場所や存在意義を見出し、社会の一員だと自覚し生活ができています。	132	1 貧困をなくそう
10					

課方針書
(令和6年度)

シート1(福祉課)

課名	福祉課	課長名	渡邊 幸成
■課の構成(令和6年4月1日現在)			
福祉課 25人 課長 1人 福祉G 15人(うち会計年度任用職員7人(手話通訳者1人含む)) 保護G 9人(うち会計年度任用職員2人)			
■あるべき姿と方策			
【課のビジョン】		【課の使命】	
<ul style="list-style-type: none"> ・すべての市民が心豊かに安心して暮らしていけるよう、地域で困っている人を助け合い、支え合う地域共生社会が実現している。 ・障がい者が地域社会の一員として、地域の中で自立した生活を送り、誰もが地域で共に生き、共に支え、共に参画できる共生社会が実現している。 ・生活保護受給者・生活困窮者が相談に困らず、必要な支援を受けられ、自立が実現される社会となっている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士の顔の見える関係づくりを支援し、助け合い、支え合う意識を高めるとともに、気軽に相談できる相談支援体制の整備に努める。 ・障がい者に対する理解を深め、地域の中で生活しやすい社会環境を整備し、障がい者の自立と社会参加を支援するとともに、障がい者の福祉サービスの充実を図る。 ・生活保護受給者・生活困窮者の生活実態の把握、相談、援助、指導等の体制の充実により自立更生を図る。 	
■課題の認識			
【解決すべき課題】		【課題解決のための対応方針】	
1 津島市社会福祉協議会との適切な連携・支援の推進		地域福祉を推進するための重要なパートナーである津島市社会福祉協議会に対して必要な支援を行うとともに、互いの連携を一層強化する。	
2 障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けるための環境整備		障がい者支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター事業を円滑に実施するとともに、児童発達支援センターの設置に向けて、旧市立幼稚園の移譲候補事業者と協議を進める。また、成年後見センターを市役所内に設置し、地域で安心して暮らしていける社会を整備する。	
3 生活保護受給者や生活困窮者への支援策等の適切な実施		生活保護受給者に対し、個々の支援方針に基づく訪問や就労支援等を行う。また、生活困窮者の相談支援や家計改善・就労支援を行い、自立できるよう支援する。	
4 地域における福祉活動への市民参加の促進を図るための体制整備		地区社協やボランティアとともに、地域共生社会の実現に向け、市民の自主的な活動を促すための支援を行う。	
5			
6			
7			
8			
9			
10			

課方針書
(令和6年度)

シート2(福祉課)

■方向性の設定

【重点方針】

- ・地域福祉を推進するための「地域福祉計画」の取組を進めるとともに、現状と課題を踏まえて次期計画を津島市社会福祉協議会と一体となって策定していく。
- ・標準化に対応した生活保護システムの移行が円滑に実施できるよう準備を進める。
- ・今年度新たに設置する基幹相談支援センター、成年後見センターの円滑な事業運営を実施する。
- ・津島市社会福祉協議会に対して必要な支援を行い、連携を強化する。
- ・生活保護の決定や実施にあたっては適正かつ確実にいき、生活保護受給者の自立に向けた支援を行う。
- ・生活保護に至る前の生活困窮者に対して、相談支援や家計改善・就労支援等の支援を実施し、経済的な自立を図る。
- ・この地域における共生社会の実現に向けて、障がいのある方の日常生活や社会生活を支援するため、障がい福祉サービスを始めとする各種支援の強化を図る。
- ・令和5年度に策定した障がい者施策の基本計画・実施計画である「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の推進と進捗管理を行う。

【事務事業一覧】

優先順位	事務事業名	事業概要	施策コード	SDGs目標
1	地域福祉計画策定事業	地域共生社会の実現に向け、第3期津島市地域福祉計画を推進するとともに、次期計画の策定を進める。	131	3 すべての人に健康と福祉を
2	成年後見センター運営事業	判断能力が不十分な障がい者や認知症高齢者などの権利擁護支援として、成年後見センターを設置して専門職団体と連携を図り、成年後見制度の利用を促進する。	131	3 すべての人に健康と福祉を
3	生活保護システム標準化対応事業	令和7年度に実施される標準化に対応した生活保護システムに円滑に移行できるよう、システム業者との調整や事務手順の見直しを行う。	531	3 すべての人に健康と福祉を
4	障がい者・児支援中核機能強化事業	基幹相談支援センターの円滑な事業運営を推進するため、委託先の社会福祉協議会や市内の福祉事業所との連携を図る。また、旧市立幼稚園を活用した児童発達支援センターの設置に向けて、運営候補法人との協議を進める。	172	3 すべての人に健康と福祉を
5	子どもの学習支援事業	貧困の連鎖を断ち切るため、生活保護受給世帯や生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業を適切に実施する。	132	4 質の高い教育をみんなに
6	生活保護・生活困窮者事業	生活保護の適正実施を行うとともに、生活保護受給者・生活困窮者に就労支援や家計改善などの支援を実施し、自立を図る。	132	1 貧困をなくそう
7	津島市社会福祉協議会との連携・支援事業	津島市社会福祉協議会が進める経営改善の取組を支援するとともに、互いに協力し合い地域共生社会の実現を目指す。	131	3 すべての人に健康と福祉を
8	障がい者等支援事業	障がいのある方も地域で安心して暮らせるように、おでかけタクシーや地域生活支援事業などの各種事業を推進する。	172	3 すべての人に健康と福祉を
9	障がい福祉サービス等提供事業	障がいのある方の日常生活や社会生活を支援するため、障害者総合支援法等に基づく障がい福祉サービス及び児童福祉法に基づく障がい児通所支援を迅速かつ適切に提供(給付)する。	173	3 すべての人に健康と福祉を
10	障がい者計画等推進事業	令和5年度に策定した「第5期障がい者計画」「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」に掲げた取組を推進し、計画の進捗管理を行う。	171	3 すべての人に健康と福祉を

課方針書
(令和6年度)

シート1(高齢介護課)

課名	高齢介護課	課長名	足立 賢一
■課の構成(令和6年4月1日現在)			
高齢介護課	34人		
課長	1人		
介護保険G	17人(うち育休代替会計年度任用職員3人、会計年度任用職員7人)		
長寿福祉G	6人(うち任期付職員1人)		
地域包括ケアG	8人(うち会計年度任用職員2人)		
海部医療圏在宅医療・介護連携支援センター職員	2人		
■あるべき姿と方策			
【課のビジョン】		【課の使命】	
<p>・要介護等認定者数の増加に対して、介護サービス等への需要のさらなる増大に対応できている。</p> <p>・高齢者が役割を持ち、地域で力を発揮していくことで、高齢者自身の生きがいの向上につながっている。</p> <p>《地域包括ケア》</p> <p>・市民が医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、地域の特性に合った仕組みを提供される社会となっている。</p>		<p>・要介護認定、介護保険料賦課・徴収業務、介護給付業務等を適正に実施し、公正な介護保険制度の運用を推進する。</p> <p>・高齢者の生きがいがづくりの充実と社会参加を促進する。</p> <p>・高齢者福祉施設の今後の在り方を決め、整理していく。</p> <p>《地域包括ケア》</p> <p>・地域包括ケアシステムを地域の主体性、特性に応じて作り上げ、各関係機関の既存サービス等を有効活用することで、在宅で医療、介護などを受けながら、地域住民がお互いに支えあえる仕組みを推進する。</p> <p>・介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図る。</p>	
■課題の認識			
【解決すべき課題】		【課題解決のための対応方針】	
1 高齢者福祉施設のあり方や運営について検討する。		公共施設等総合管理計画に基づき、老人福祉施設集約化検討チームの中で、協議し、実施していく。 指定管理者に対するモニタリングを実施し、適正な運営を図る。	
2 地域包括ケアビジョン(～2025)のあり方を検討する。		地域包括ケアビジョンの最終年度が近づいているため、これまでの振り返りをしつつ、地域包括ケアの社会潮流や国の動向に注視し、精査する。	
3 介護サービスの適切な利用の促進を図る。		介護サービスの適正化事業の充実を図る。 要介護者が身体の状態に応じて必要なサービスを適切に利用できるよう、事業所等に対し理解及び意識付けを推進する。	
4 包括的支援事業の促進を図る。		保険者機能強化推進交付金の成果指標に基づき、地域包括ケアシステムのPDCAサイクルを進める。 地域包括支援センターの運営を適切に実施する。	
5 介護保険料の適正な賦課を実施するとともに、収納率を向上させる。		延滞金を含めた適正な介護保険料を賦課し、臨宅収納活動において、介護保険制度の理解及び納付意識の高揚を図る。	
6 効果的な介護予防事業を充実させ、適切なサービス利用の促進を図る。		住民主体の担い手の育成や通いの場を促進するとともに、一般介護予防事業を改善し、介護予防・日常生活支援を進めていく。 介護保険保険者努力支援交付金の成果指標に基づき、介護予防事業を推進する。	
7 高齢者の生きがいがづくりの推進と社会参加の促進を図り、見守り、支え合い制度の運営促進を図る。		老人クラブが行う健康増進活動、生きがい活動を支援する。 高齢者の見守り活動やネットワークづくり等の安心安全の充実や高齢者虐待の防止を図る。成年後見制度について、福祉課と共に検討する。	
8 地域包括ケアシステムを進めるため、社会保障充実分事業の促進を図る。		生活支援体制整備事業、認知症施策推進事業を進める。 海部医療圏7市町村が共同で設置した海部医療圏在宅医療・介護連携支援センターと連携し、在宅医療・介護連携推進事業に取り組む。	

課方針書 (令和6年度)

シート2(高齢介護課)

■方向性の設定				
【重点方針】				
<ul style="list-style-type: none"> ・津島市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいの各サービスを切れ目なく連携して一体的に提供するため、4つの基本方針に基づき取組を進める。 ・高齢者福祉施設(老人福祉センター・神島田祖父母の家)の機能移転について、具体的なスケジュールを示し、進める。 ・介護保険料の適正な賦課徴収を図り、介護保険サービスを提供する。 ・地域包括ケアビジョン(～2025年度(令和7年度))の今後について検討する。 ・地域包括ケアシステムのもと、介護予防を含め地域支援事業を進める。 				
【事務事業一覧】				
優先順位	事務事業名	事業概要	施策コード	SDGs目標
1	高齢者交流拠点事業	公共施設管理計画における高齢者福祉施設の機能移転の一環として、保健センター内旧デイサービス跡地に、高齢者交流拠点の整備を進める。令和7年度秋完成、開始予定。	162	3 すべての人に健康と福祉を
2	高齢者福祉施設運営事業	上記事業を進め、老人福祉センターの閉館時期を定め、管理運営を行っていく。神島田祖父母の家については、引き続き、検討チームにて高齢者福祉施設のあり方を検討する。	162	3 すべての人に健康と福祉を
3	地域包括ケアシステム推進事業	地域包括ケアビジョン(～2025年度(令和7年度))の今後について検討する。 保険者機能強化推進交付金及び努力支援交付金での成果指標に即した進捗管理を行う。	161	3 すべての人に健康と福祉を
4	介護給付事業	居宅サービスや介護保険施設サービス等を円滑に利用できるよう提供体制の確保に努める。	164	3 すべての人に健康と福祉を
5	介護保険料賦課徴収事業	臨宅による収納活動において、介護保険制度の周知、納付意識の高揚を図る。 新たな納付手段(コンビニ収納・スマホ決済)を広く周知するとともに、引き続き口座振替を励行する。 これまで徴収していなかった延滞金の徴収を開始し、悪質な滞納者に対しては、滞納処分を実施する。	164	3 すべての人に健康と福祉を
6	在宅医療介護連携推進事業(地域支援事業包括的支援事業社会保障充実分)	海部医療圏域7市町村の共同設置で実施している神守支所のあまサボについて、令和6年度までの役割分担が合意している。令和7年度以降について議論していく。	161	3 すべての人に健康と福祉を
7	認知症施策推進事業(地域支援事業包括的支援事業社会保障充実分)	認知症当事者の意見や考えを取り入れた施策の推進に向け、認知症当事者と交流を図る。 認知症高齢者等個人賠償保険責任保険、二次元コードについて、普及を図る	163	3 すべての人に健康と福祉を
8	地域支援事業 介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業において、訪問型サービスや通所型サービス等の適正な実施を図る。 一般介護予防事業の新たに作成したパンフレットを活用し、参加者増加を図る。	162	3 すべての人に健康と福祉を
9	地域包括支援センター運営事業(地域支援事業包括的支援事業)	地域包括支援センターについて、適切な運営に努める。	161	3 すべての人に健康と福祉を
10	事業所指導監査事業	市指定事業所の指導、監査を行い、適正な介護保険事業運営を図る。	161	3 すべての人に健康と福祉を

課方針書
(令和6年度)

シート1(子育て支援課)

課名	子育て支援課	課長名	佐藤 実
■課の構成(令和6年4月1日現在)			
子育て支援課	90人(うち再任用職員1人、任期付職員2人、会計年度任用職員47人)		
課長兼こども家庭センター長	1人		
子育て支援G	6人(うち会計年度任用職員1人)		
児童保育G	12人(うち会計年度任用職員2人)		
保育所	21人(うち任期付職員1人、会計年度任用職員12人)		
認定こども園	24人(うち会計年度任用職員15人)		
子育て支援センター	18人(うち再任用職員1人、会計年度任用職員13人)		
こども家庭センターG	8人(うち任期付職員1人、会計年度任用職員4人)		
■あるべき姿と方策			
【課のビジョン】		【課の使命】	
<p>○すべての子どもが、心身ともに健康で幸せな生活を送り、健やかに育っている。</p> <p>○子育てと仕事が両立できる環境が充実している。</p> <p>○子育てしやすい環境が整っている。</p> <p>○子育て家庭と地域住民が支えあい、協力しながら子育てができる。</p>		<p>○多様化する幼児教育・保育ニーズに対応するため、民間の力を活用し、幼児教育・保育サービスの質を向上させ、保育内容の充実を図る。</p> <p>○児童福祉施設や公共施設の活用により児童の健全育成の場を確保する。</p> <p>○子育てサービスの充実を図る。</p> <p>○子育て中の家庭同士が気軽に交流できる場の充実や地域住民等と協力しながら子どもを見守り育てる関係づくりを形成する。</p> <p>○子育て家庭が抱える育児への不安や悩み、児童虐待などに対応するため、関係機関と連携して訪問、相談等の支援体制の充実を図る。</p>	
■課題の認識			
【解決すべき課題】		【課題解決のための対応方針】	
1 核家族化や夫婦共働きなど、就労状況の変化に応じた保育の場の確保		多様な保育サービス(延長保育、休日保育、一時預かり及び病児病後児保育等)を提供する。ファミリー・サポート・センターの周知を図る。	
2 放課後児童クラブの安定的な運営		放課後児童クラブの適正な業務及び運営の進捗状況等の確認を定期的実施する。	
3 長期休暇における子どもの居場所づくりの確保		中央児童館と東小・西小・神守小・高台寺小の理解のもと、運営の必要な人材の確保に努め、安全に事業を実施する。	
4 妊産婦から切れ目のない子育て支援サービス体制の充実		子育て支援センター(利用者支援事業)において子育ての悩みに対する支援を強化する。	
5 療育支援訪問や虐待防止のための支援体制の充実		こども家庭センター職員が訪問等により子育ての不安、悩みを聞くなど相談に対する支援を強化する。	
6 公立保育園、認定こども園、子育て支援センターの保育士確保		安全・安心して保育等が実施できるよう保育士確保のため募集を実施する。	
7 保育料等未収金の収納率向上		保育料等未収金の原因分析及び改善を行う。必要に応じて、差し押さえや不納欠損処理を進める。第2子以降の保育料の無償化を実施する。	
8 各種手当の適切な処理		児童手当、児童扶養手当、遺児手当、特別児童扶養手当の適切な処理を行う。	
9 園外活動の安全確保の準備		保育施設等の周辺道路に注意喚起を行う。	
10 幼児教育・保育の利用定員の確保		状況を確認しながら子ども・子育て会議に諮り、子ども・子育て支援事業計画において認定こども園・保育園の利用定員等を見直す。	

■方向性の設定

【重点方針】

- 子育て支援トータルプランの実施
- 多様な保育サービス(延長保育、休日保育、一時預かり及び病児・病後児保育)の提供
- 放課後児童クラブの業務運営の確認、長期休暇における子どもの居場所づくり事業の実施
- 子育て支援センターの相談事業等実施
- 安心・安全な保育運営ができるよう保育士の確保
- ファミリー・サポート・センターを周知
- 妊産婦からの切れ目のない包括的な支援の実施
- 家庭訪問の実施による子育てに関する不安や悩みの解消施策
- 要保護児童等に対し、関係機関と情報連携を密にすることで未然防止、早期発見
- 保育料未収金の徴収強化、削減
- 各種手当の適切な処理
- 保育園や認定こども園等が行う園外活動の安全を確保

【事務事業一覧】

優先順位	事務事業名	事業概要	施策コード	SDGs目標
1	子育て支援トータルプラン事業	子育て支援のため、0歳児選べる定期便事業、第2子以降保育料無料化、3歳から5歳児の副食費の補助、おむつお持ち帰り廃止の推奨等の適切な処理を行う。	153	3 すべての人に健康と福祉を
2	多様な保育サービス提供事業	ニーズに応じた様々な保育サービス(延長保育、休日保育、一時預かり及び病児・病後児保育)を提供する。ファミリー・サポート・センターの周知を行う。	151	4 質の高い教育をみんなに
3	子どもの居場所づくり事業	放課後児童クラブの業務運営の確認、また春休み、夏休みの長期休暇期間の運営に必要な場所と人材を確実に確保し、利用希望者を受け入れする。	153	3 すべての人に健康と福祉を
4	地域子育て支援事業	子育て支援センター(利用者支援事業)により相談事業等を実施する。	152	3 すべての人に健康と福祉を
5	こども家庭センター事業	子育て家庭を訪問し、子育てに対する相談を通じて、不安や悩みを解消する。	152 154	3 すべての人に健康と福祉を
6	要保護児童等支援対策事業	要保護児童等に対し、関係機関と情報連携を密にし、未然防止、早期発見に努める。		3 すべての人に健康と福祉を
7	未収金収納率向上事務	保育所保護者負担金未収金の徴収を強化し、滞納額の削減を図る。必要に応じ、差し押さえや不納欠損処理を進める。	151	16 平和と公正をすべての人に
8	各種手当支給事務	児童手当、児童扶養手当、遺児手当、特別児童扶養手当の適切な処理を行う。		1 貧困をなくそう
9	各種計画策定業務	子ども・子育て会議に諮りながら、子ども・子育て支援事業計画の見直しを行う。	151	17 パートナーシップで目標を達成しよう
10	園外活動の安全確保	保育施設等の周辺において、自動車の運転手等に対する注意喚起を行う「キッズ・ゾーン」を設置する。	153	17 パートナーシップで目標を達成しよう

課方針書
(令和6年度)

シート1(健康推進課)

課名	健康推進課	課長名	棚橋 雅聡
■課の構成(令和6年4月1日現在)			
健康推進課 26人 課長 1人 成人保健G 12人(うち任期付職員1人、会計年度任用職員3人) 母子保健G 13人(うち会計年度任用職員6人)			
■あるべき姿と方策			
【課のビジョン】		【課の使命】	
○すべての市民が、自己肯定感を持ち、健康維持を意識した生活を送り、健康で暮らしている。 ・市民が主体的に健康づくりに取り組める仕組み、健やかに安心して妊娠・出産・育児ができる環境、各種検診・健康診査、感染防止体制が整っている。 ・市民の健康を中心に、保健・医療・介護・福祉が連携している。 ○市民は、身近な場所で安心して医療を受けている。		・健康づくりの支援 ・妊娠期から子育て期までの母子保健の充実 ・感染症対策の推進 ・保健・医療・介護・福祉の連携 ・地域医療体制の充実	
■課題の認識			
【解決すべき課題】		【課題解決のための対応方針】	
1 地域での健康づくりの推進		・「笑顔で健幸大作戦」を実施し、市民団体や事業所にも参画を促し、健康マイレージ事業を推進する。 ・地方創生ウォーカブル事業として、各校区においてウォーキングマップを活用したイベントを実施する。 ・健康教育、健康教室を通し、運動習慣及び規則正しい食習慣の重要性等を啓発する。	
2 こども家庭センター(母子保健機能)事業の推進		・妊娠期からの切れ目のない、母子保健事業の充実を図る。 ・産前・産後サポート事業、産後ケア事業、産婦健診等のサービス事業の充実を図る。	
3 予防接種・感染症予防事業の推進		・予防接種の実施により、伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づく各種予防接種を実施する。 ・新たに高齢者に対し、秋冬にかけて新型コロナウイルスワクチン定期接種を実施する。	
4 がん検診の充実		・がん検診(個別検診)広域実施における内容の調整を行い、より受診しやすい検診体制の整備をする。 ・がん検診の啓発・勧奨方法の充実を図る。	
5 「健康日本21津島市計画」の推進		・「世代をこえて 笑顔で 健幸 つながる つしま」を目指すため、平成28年度から10年間を期間とする計画を推進するためのワーキングで、具体的な施策を展開する。	
6 「津島市自殺対策計画」の推進		・「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すため、令和6年度から5年間を期間とする計画を推進するためのワーキングで、具体的な施策を展開する。	
7 地域の医療体制の維持・確保		・市民の生命と健康を守るため、市民に必要な医療を提供できるよう、地域医療体制の充実を図る。 ・津島地区医療センターの改修工事に向けた実施設計を実施する。	

■方向性の設定				
【重点方針】				
<p>○市民が自主的に健康づくりに取り組み、健康習慣の定着を図ることを目的に、地方創生健幸ウォーカブル事業を実施するとともに、「笑顔で健幸大作戦」を実施し、健康マイレージ事業を推進する。</p> <p>○妊娠期から低年齢期の子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即したきめ細やかな伴走型支援と、「つしま出産応援金、つしま出産祝い金」を支給する経済的支援を一体的に実施し、切れ目のない、母子保健事業の充実を図るとともに、子育て支援課との連携を強化し、こども家庭センターを推進する。</p> <p>○各種感染症の感染拡大を予防し、市民の生命及び健康を守るため、ワクチン接種を推進する。</p> <p>○がん検診等の検診率を上げ、早期発見、早期治療につなげ、市民の健康維持を推進する。</p> <p>○「世代をこえて 笑顔で 健幸 つながる つしま」を目指すため、平成28年度から10年間を期間とする健康日本21津島市計画」を推進するためのワーキングで、具体的な施策を展開する。</p> <p>○令和6年度から5年間の計画とする「津島市自殺対策計画」を推進するためのワーキングで、具体的な施策を展開する。</p> <p>○市民が必要な救急医療を受けられる医療体制を確保するため、地域の病院や診療所との連携を図り、医療体制の維持・確保に努める。</p>				
【事務事業一覧】				
優先順位	事務事業名	事業概要	施策コード	SDGs目標
1	健康づくり推進事業 (地方創生健幸ウォーカブル事業)	市民の健康習慣の定着を図ることを目的に、「ウォーキング」に焦点を当て、ウォーキングコースを設定するなど、市民が自主的に健康づくりに取り組めるよう、市民と協働で実施する。	112	3 すべての人に健康と福祉を
2	健康づくり推進事業 (健康マイレージ推進事業)	「笑顔で健幸大作戦」を実施し、市民団体や事業所にも参画を促し、健康マイレージ事業を推進する。	112	3 すべての人に健康と福祉を
3	妊娠出産子育て支援事業	妊娠期から低年齢期の子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即したきめ細やかな伴走型支援と、「つしま出産応援金、つしま出産祝い金」を支給する経済的支援を一体的に実施する。	114	3 すべての人に健康と福祉を
4	こども家庭センター事業(母子保健機能)	妊娠期からの切れ目のない、母子保健事業の充実を図るため、産前・産後サポート事業、産後ケア事業、産婦健診等のサービス事業の充実を図る。	114	3 すべての人に健康と福祉を
5	予防接種・感染症予防事業	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づく各種定期予防接種を実施(新型コロナウイルス含)するとともに、任意接種であるおたふくかぜ・帯状疱疹ワクチン接種に対し、費用の一部を助成する。	115	3 すべての人に健康と福祉を
6	がん検診事業	各種がん検診を実施し、がんの早期発見・早期治療を推進する。	111	3 すべての人に健康と福祉を
7	健康づくり推進事業 (健康日本21津島市計画)	「世代をこえて 笑顔で 健幸 つながる つしま」を目指すため、平成28年度から10年間を期間とする「健康日本21津島市計画」を推進するためWGで、具体的な施策を展開する。	112	3 すべての人に健康と福祉を
8	健康づくり推進事業 (津島市自殺対策計画推進事業)	「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すため、「津島市自殺対策計画」を推進するためWGで、具体的な施策を展開する。	112	3 すべての人に健康と福祉を
9	地域の医療体制の維持・確保	市民の生命と健康を守るため、市民に必要な医療を提供できるよう、地域医療体制の充実を図る。地域医療センター改修工事実施に向け、改修工事設計を実施する。	121	3 すべての人に健康と福祉を
10	総合保健福祉センター太陽光発電設備等整備事業	太陽光パネル及び蓄電池を設置するとともに、高効率照明設備(LED照明)及び高効率空調設備を整備する。(プロポーザル方式(リース))	343	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

課方針書
(令和6年度)

シート1(保険年金課)

課名	保険年金課	課長名	高橋 武利
■課の構成(令和6年4月1日現在)			
保険年金課	27人		
課長	1人		
国民健康保険G	16人(うち再任用職員1人、任期付職員1人、会計年度任用職員5人)		
医療・年金G	10人(うち会計年度任用職員1人)		
■あるべき姿と方策			
【課のビジョン】		【課の使命】	
各種の社会保障制度が適切に運用され、誰もが安心して、健康維持を意識した生活を送り、健康に暮らしている。		<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事業の健全かつ安定的な運営 ・特定健康診査等による生活習慣病の重症化予防 ・健康な高齢者の増加 ・後期高齢者医療制度、年金制度への市民の理解促進 ・福祉の向上のための福祉医療制度の実施 	
■課題の認識			
【解決すべき課題】		【課題解決のための対応方針】	
1 国民健康保険財政の健全化		平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴い、保険税率の改正による国民健康保険財政の健全化を図るとともに、制度の周知徹底を図る。	
2 国民健康保険税の収納率向上		収納課と連携を図るとともに、MPN(マルチペイメントネットワーク)活用等による口座振替の利用促進及び特別収納活動(年2回)を行う。また、令和6年度から地方税統一QRコードを利用した納付を開始するため、周知徹底も図る。	
3 後期高齢者医療保険料の収納率向上		MPN(マルチペイメントネットワーク)活用等による口座振替の利用促進及び初期未納者に対して電話催告等滞納者との折衝機会を増やす。また、令和3年度から開始しているコンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリによる納付の周知徹底を図る。	
4 健康診査、保健指導の受診率等の向上及び効果的かつ効率的な保健事業の実施		関係機関等と連携し、受診等しやすい環境を整え、受診率及び保健指導による終了率の向上を図る。	
5 国民健康保険の医療費の適正化		ジェネリック(後発)医薬品を促進するための差額通知書の送付(年2回)、健康・医療費への関心を高め、医療機関からの医療費請求の適正化のため医療費通知書(年6回)を送付し、医療費の抑制に繋げる。	
6 福祉医療費助成に伴う円滑な事業実施		保護者等の経済的負担の軽減及び児童等の福祉の増進を図る。	
7 自立した生活がおくれる高齢者の増加		高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することで、生活習慣病等の重症化及び心身機能の低下の両面にわたるニーズに対応し、フレイル(虚弱)状態の進行を防止する。	
8 後期高齢者医療制度の円滑な事業実施		令和6年度は、料率等が改定されたため、広域連合と連携し、市民への周知徹底を図る。	
9 窓口での年金相談の円滑な対応		令和元年10月から施行された「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に伴い、低所得高齢者などへの給付に対し、年金事務所との協力・連携を図り、資格確認等を迅速かつ適正に行う。	
10 マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う対応		令和6年12月2日に国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険証が廃止され、原則、マイナンバーカードを活用した保険証利用が開始されるにあたり、市民への周知徹底を図る。	

課方針書
(令和6年度)

シート2(保険年金課)

■方向性の設定				
【重点方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・18歳までの全員の子ども医療費を助成する。 ・平成30年度の国保制度改革に伴い、国民健康保険事業の安定化のため、国民健康保険税の適正な賦課、収納率の向上、口座振替の促進に努めるとともに、医療費の抑制や健康増進を図るため、ジェネリック(後発)医薬品の活用や健康診査(35歳から39歳も含む)や保健指導の事業を積極的に行う。 ・自立した生活がおくれる高齢者の増加を目指し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する。 ・後期高齢者医療制度において、広域連合と連携し市民への周知徹底を図る。 ・年金制度については、令和元年10月から施行された「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に伴い、低所得高齢者などへの給付も踏まえ、制度改正に対応すべく年金事務所と連携を図り、適切な年金事務を行う。 ・令和6年12月2日より国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険証が廃止され、マイナンバーカードを活用した保険証利用が開始されるため、市民への周知徹底を図る。 				
【事務事業一覧】				
優先順位	事務事業名	事業概要	施策コード	SDGs目標
1	マイナンバーカードと保険証の一体化	システム改修等を行い、令和6年12月2日(保険証の廃止に伴う)からは「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の発行となるため、市民へ周知徹底を図る。	141	3 すべての人に健康と福祉を
2	国民健康保険財政の健全化	保険税率について、国保運営協議会における審議・答申により条例改正を行うとともに、市民へ周知を図る。	141	3 すべての人に健康と福祉を
3	保健事業	国民健康保険に加入している40歳以上74歳以下の方を対象にした特定健康診査については、AI(人工知能)やSMS(ショートメール)を活用した勧奨を実施するほか、令和3年度から実施している35歳から39歳の健康診査も着実に実施する。また、保健指導についても集団健診の当日分割面談を行うなど利用率の向上に努める。後期高齢者医療保険に加入している原則75歳以上の方を対象にした健康診査についても、積極的な勧奨を実施することで、生活習慣病の早期予防を図る。	143	3 すべての人に健康と福祉を
4	国民健康保険税収納事業	保険税の納付相談、口座振替、広報等による啓発を行い、収納率向上を図る。また、令和6年度から地方税統一QRコードを利用した納付を開始するため、周知徹底も図る。	141	3 すべての人に健康と福祉を
5	福祉医療費助成事業(子ども医療費支給事業)	保護者等の経済的負担の軽減及び児童等の福祉の増進を図るため、18歳までの全員の子どもに係る医療費を助成する。	144	3 すべての人に健康と福祉を
6	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	高齢者の生活習慣病等の重症化及び心身機能の低下の両面にわたるニーズに対応し、フレイル(虚弱)状態の進行を防止するため、引き続き(令和2年度開始)高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する。事業としては、個別的支援(ハイレスクアプローチ)と通いの場等を活用した支援(ポピュレーションアプローチ)による健康相談・健康教室などを実施する。	143	3 すべての人に健康と福祉を
7	国民健康保険の医療費適正化事業	ジェネリック(後発)医薬品の促進のための差額通知書(年2回)、健康・医療費への関心を高め、医療機関からの医療費請求の適正化のため医療費通知書(年6回)を送付し、医療費の抑制に繋げる。	141	3 すべての人に健康と福祉を
8	後期高齢者医療保険料収納事業	保険料の納付相談、口座振替、広報等による啓発を行い、収納率向上を図る。また、令和3年度から開始しているコンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリによる納付の周知徹底も図る。	142	3 すべての人に健康と福祉を
9	後期高齢者医療制度事業	令和6年度は、料率等が改定されたため、広域連合と連携し、市民への周知徹底を図る。	142	3 すべての人に健康と福祉を
10	福祉医療費助成事業(小児慢性特定疾病医療費支給事業)	保護者等の経済的負担の軽減及び児童等の福祉の増進を図るため、保険適用となる自己負担分を助成する。	144	3 すべての人に健康と福祉を